

松浦魚市場業務規程実施要領

平成18年1月1日告示第88号

改正

平成18年9月29日告示第233号

令和2年 6月 8日告示第117号

(卸売業者の数の最高限度)

第1条 松浦市地方卸売市場松浦魚市場業務規程(令和2年松浦市規則第36号。以下「業務規程」という。)第10条の卸売業者の数は、1社とする。

(買受人の数の最高限度)

第2条 業務規程第20条の買受人の数の最高限度は、次のとおりとする。

- (1) 仲卸買受人 40人
- (2) 加工買受人 20人
- (3) 売買参加買受人 30人

(買受人の取扱基準額)

第3条 業務規程第23条第2項第4号の買受人の年間の取扱基準額は、次のとおりとする。

- (1) 仲卸買受人 1億円
- (2) 加工買受人 1,000万円
- (3) 売買参加買受人 100万円

(取引代理人の数の最高限度)

第4条 業務規程第27条第4項の取引代理人の数の最高限度は、次のとおりとする。

- (1) 年間取扱高 10億円以上の者 8人
- (2) 年間取扱高 10億円未満 5億円以上の者 7人
- (3) 年間取扱高 5億円未満 2億円以上の者 5人
- (4) 年間取扱高 2億円未満の者 3人

(せり売り又は入札の最低限割合)

第5条 業務規程第37条第1項の表第1項の卸売予定数量に対するせり売り又は入札の方法の割合は、50パーセント以上とする。

(先取りの基準等)

第6条 業務規程第42条の先取りの基準は、先取りが魚市場における需給の安定及び適正な価格形成に支障を来すことなく、かつ、卸売の相手方が魚市場の仲卸買受人で次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要がある場合
- (2) 魚市場における入荷量が著しく多いか、又は魚市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- (3) 他の卸売市場の販売開始時刻に間に合わせる必要がある場合
- (4) 災害その他市長が特に必要と認めた場合

2 先取り数量は、当日上場が予定される物品で品目、等級及び荷口数量の50パーセント以内とする。ただし、市長が同一物品が著しく増加したと認めた場合は、この限りでない。

3 先取り価格は、同種同物品の当日における「セリ」価格の最高価格又はこれを基準とした価格に10パーセント以内を加えた価格とする。

4 先取りをする場合における卸売の方法は、業務規程第37条に規定する相対売の方法によるものとする。

5 先取りの時間は、卸売業者の卸売開始時刻1時間前までとし、物品の引渡しは、販売開始時刻前30分までに当該物品を卸売場から引き取らなければならない。ただし、災害等で緊急に供給を要すると市長が認めた場合は、この限りでない。

6 卸売業者は、先取りによる卸売をした場合は、その旨を販売原票に明示しなければならない。

7 先取りをした卸売業者は、速やかに先取報告書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(転送の基準)

第7条 業務規程第43条ただし書の転送の基準は、転送が次の各号のいずれかに該当し、かつ、買受人の買受けを不当に制限することとならない場合とする。

- (1) 魚市場における入荷量が著しく多いか、又は魚市場に出荷された物品が買受人にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
- (2) 買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合
- (3) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ

め締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

(4) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農業組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

(5) 出荷者から希望価格の提示がありその価格に達しないもの又は出荷者から提示があるなしに関わらず、その価格で卸売すると出荷者が著しく不利益を被る場合

(6) その他市長が認める場合

2 前項第3号又は第4号の承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売の数量を翌月20日までに開設者に届けなければならない。

3 転送する場合の数量は、原則として当日入荷数量の同一魚種の30パーセント以内と

する。

- 4 卸売業者は、転送物品の銘柄別数量等の内容をセリ開始前（多獲性魚調整保管事業に係る転送の場合は、その前日）までに場内に掲示しなければならない。
- 5 価格は、当日の販売価格を参考として定めるものとする。
- 6 卸売業者が、多獲性魚調整保管事業に伴う転送をする場合は、当該事業計画書を市長に提出しなければならない。
- 7 卸売業者は、転送が完了したときは、速やかに転送報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（魚市場の秩序の保持等）

第8条 業務規程第77条第1項の魚市場の秩序を乱す行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 他人の物品を窃取すること。
 - (2) 暴行、傷害、詐欺、横領又は脅迫等の行為を行うこと。
 - (3) 他人の売買取引を故意に妨害すること。
 - (4) ごみ類を持ち込み投棄すること。
 - (5) 建物及び器物を損傷すること。
 - (6) 落書き等により施設を汚損すること。
 - (7) 許可なく魚市場施設にポスター、ビラ等を貼付すること。
 - (8) たき火をすること。
 - (9) 危険物を持ち込み、又は使用すること。
 - (10) 不衛生な行為をすること。
 - (11) フォークリフト、パレット、魚函等を所定の場所以外に放置すること。
 - (12) 監督職員及び委託監督職員等の指示に従わないこと。
 - (13) 次項に定める交通規制に違反すること。
 - (14) セリ業務中、当該業務に関係のない者の卸売市場へ立ち入ること。
 - (15) その他前各号に類する行為又は他の法令に違反する行為をすること。
- 2 業務規程第77条第3項の規定により魚市場に入場する者は、次に掲げる事項に従わなければならない。
- (1) 魚市場内に自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第9号に規定する自動車をいう。以下「車両」という。）及び原動機付自転車を入場させる場合は、最高速度時速20キロメートル以内とし、常に安全を確認して徐行しなければ

ばならない。

- (2) 魚市場内に車両を駐車する場合は、指定された場所以外には駐車してはならない。
- (3) 魚市場内における車両は、駐車場を横断又は縦断し、若しくは警笛をみだりにならしてはならない。

(団体への委任事務)

第9条 業務規程第90条第2項の規定により団体に委任することができる事務は、次のとおりとする。

- (1) 業務規程第71条の規定による負担金の徴収
- (2) 業務規程第75条から第81条までに規定する魚市場の秩序の保持及び監督に関する業務

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第233号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第117号)

この告示は、令和2年6月21日から施行する。